

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第772号

令和6年10月4日

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」の策定について（通達）

見出しのことについては、本年9月9日、こども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）において策定され、同計画の見直し概要及び施策推進上の留意事項について警察庁から別添「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」の策定について」（令和6年9月30日付け警察庁丙人少発第40号。以下「警察庁生活安全局長等通達」という。）が発出された。

各所属にあっては、警察庁生活安全局長等通達及び「インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等防止に関する取組の推進について（通達）」（令和6年1月31日付け熊生企第55号）に基づき、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

なお、「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について（通達）」（令和3年6月23日付け熊生企第535号）は廃止する。

※ 警察庁通達「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」の策定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。